

我が国の民事訴訟における当事者の真実義務

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 拓也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21796

2021年2月15日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授

氏名 高 地 茂 世 ㊞

(副査) 専門職大学院法務研究科 専任教授

氏名 中 山 幸 二 ㊞

(副査) 法学部 専任教授

氏名 南 保 勝 美 ㊞

1 論文提出者 鈴木 拓也

2 論文題名 我が国の民事訴訟における当事者の真実義務

(英文題) The Duty to Tell the Truth in Japanese Civil Procedure

3 論文の構成

本論文は、論文テーマをめぐる学説の現状と問題点の指摘、および筆者の取組の方法を提示する「序章」、わが国の議論に多大な影響を及ぼしたドイツ・オーストリア法の立法の沿革と議論の到達点を明らかにする第1章「1895年オーストリア民事訴訟法典成立期における真実義務の成立過程」、第2章「20世紀前期のドイツにおける真実義務論について」、第3章「ドイツ民事訴訟法における真実義務について」の部分、および真実義務違反の効果に関する比較検討のための第4章「アメリカ連邦民事訴訟規則における不適切な陳述・答弁の規制について」の部分、これらの分析・考察を受けて「我が国の民事訴訟における当事者の真実義務」について検討と独自の見解を展開する第5章、並びにその結論をまとめた「終章」から構成されており、付録として「外国法の参照条文一覧」が付されている。

4 論文の概要

わが国の民事訴訟における当事者の真実義務については、明文の規定を欠くものの、多くの学説によって肯定されているが、その具体的内容のみならず、真実発見、自白の効力、証明妨害等の関連する問題についても見解の一致が見られないことから、本論文は真実義務の構造や具体的内容等を歴史的観点および比較法的見地より総合的に検討し、これらの問題の解明を試みた

ものである。先ず第1章において、当事者の虚偽陳述を禁止するという意味内容を有する真実義務は、判決の基礎が真実に従って確定されることによって「判決の正当性」が担保されるという Klein の訴訟観に基づいて 1895 年オーストリア民事訴訟法第 178 条によって明文化されたものであり、真実義務は訴訟上の私法・公法関係の双方における義務とされ、その違反は両関係における利益侵害とされたことに留意する必要があること、真実義務を根拠として当事者の処分権に立脚する弁論主義からの脱却、自白の効力の緩和等が説かれていたことを指摘する。ついで第2章において、ドイツの 1877 年の CP0 の成立から 1933 年 ZP0138 条 1 項による真実義務の明文化に至るまでの時期においては、当時の実定法秩序との関係から真実義務を法的義務として否定する有力な見解があったものの、真実義務肯定説はオーストリアにおけるのと同様に、共通して「虚偽によって判決の基礎となる事実を歪めてはならない」という「判決の正当性」との関係で真実義務を論じていたことを明らかにし、第3章では近年のドイツにおける真実義務論の分析を通じて、わが国の真実義務論を考察する際の論点として、①真実義務には手続過程における当事者の誠実な訴訟進行という一種の適正手続の保障と、結論としての判決の基礎たる事実の真実性、少なくとも虚偽に基づかないことの保障が制度趣旨として捉えられるべきこと、②真実義務における「真実」は主観的真実を意味し、「真実を述べよ」という積極的義務ではなく、意図的な反真実の陳述を禁止する消極的義務と解されることから、陳述・提出された事実・証拠が主観的真実に反していないことの保障を当事者に課す訴訟法上の義務であること、および③自白の撤回につき明文規定のないわが国では、真実義務と自白の撤回をドイツのように関連づけて論じることなく、真実義務を自白の成立要件との関係で論じる余地があり、自白が意図的な反真実の陳述によりなされたことが判明した場合には自白自体が成立しないとされる余地のあることなどを導出している。第4章では、アメリカ民事訴訟規則のプリーディング、ディスカバリー手続における当事者の不適切な陳述・答弁に関する Rule11, Rule26(g), Rule37(c)(2) に関する判例等の分析から、①これらの規制が訴訟の公正、遅延防止といった手続それ自体の適正と関連づけられていること、②不適切性が客観的基準により判断される場面があること、③規制に違反する者に対する効果として金銭的制裁が設けられていること、④過失による証拠滅失に spoliation inference を認める場合には裁判所の裁量権の濫用が危惧されていることから、わが国の真実義務と証明妨害の問題に関連して民訴法 224 条 2 項の主観的要件として過失を問題としえないのではないかという視座を提示している。

これらの分析・考察を前提として第5章および終章において、民訴法 209 条・224 条 1 項といった真実擬制が認められているわが国の民事訴訟においては、実体的真実発見は民事訴訟における絶対的目的とはいえず、実体的真実に合致した裁判という訴訟制度目標の達成の一手段であると位置づけ、真実義務の意義および真実発見との関係について、真実義務でいう「真実」は、真実発見でいう実体的真実ではなく当事者の主観的真実であって、審理過程における不要な争点の排除・迅速な裁判を保障し、当事者間の情報偏在の解消・実質的平等を保障することで審理過程を正当化し、かつ裁判の基礎となる事実の真実性（当事者の主観的真実）を保障し、裁判の正当性を担保するものであり、真実義務は真実発見に寄与する義務であるとし、真実義務の法的構造としては裁判の正当性を担保するために当事者に要請される真実義務と適正手続のために当事者に要請される真実義務という二つの態様で把握されうるものとする。

また、真実義務の具体的内容に関して、真実義務は民訴法 2 条の信義則に根拠を置き、その射

程範囲は民事訴訟のみならず、人事訴訟、執行手続、破産手続などあらゆる民事手続に及び、その本旨は意図的な虚偽陳述・証拠提出の禁止であることから、過失（重過失）は真実義務違反の主観的要件とならず、事実の有利・不利も問題にならないとしたうえで、狭義の真実義務に関して問題となりうるある事実の真否を「争わない」とする訴訟行為については、相手方が真実義務に従っているという前提があるため、これを撤回する必要はなく、「撤回できる」ととどまり、完全陳述義務に関しては、主観的事実の一部を欠いた不完全な陳述が陳述全体として意図的な反真実の陳述である場合に完全陳述義務違反となるが、釈明権の行使などにより積極的な事実陳述や証拠提出が要請される場合には、「自身が認識し、当該事項にとって重要であると考えられる全てを陳述・提出せよ」という積極的義務になるとする。憲法 38 条 1 項の自己負罪拒否特権との関係では、同条は積極的な虚偽陳述まで認めるものではないことから狭義の真実義務は制限されず、完全陳述義務との関係で制限を受けると解されることを示し、真実義務違反かどうかは当事者に釈明等の機会を与えたうえで最終的には合理的な理由付けの有無を加味して裁判官の経験則により判断されるべきであり、弁護士も弁護士法 1 条、弁護士職務基本規程 5 条に基づく独自の真実義務を負うが、当事者の真実義務違反をチェックするという意味で当事者の真実義務を反射的に負い、真実義務違反の効果として、裁判所は当該主張・証拠提出を裁判の基礎としてはならず、民訴法 209 条・230 条 1 項による制裁のほか、訴訟遅延による訴訟費用の負担も制裁の一種と捉えるべきであるとしている。

さらに、関連問題として、真実義務と自白の関係については、真実義務に従った自白の場合には、錯誤を理由とした撤回が可能であり、反真実の証明は錯誤を推認させる間接事実の証明としての意義を有し、真実義務違反の自白によっても自白は成立し、「真実と誤信したこと」を証明できない場合には自白の撤回ができないことや、証明妨害との関係に関しては民訴法 224 条 2 項の基礎に真実義務の存在を認めて、真実義務は故意を問題とし、過失（重過失）を問題としないこと、過失に起因する真実擬制の制裁は裁判所の裁量権の濫用に該当しうることを理由として過失は 2 項の適用要件とされるべきでないとの結論を示している。また、立法論として民訴法 2 条の信義則の規定とは別に当事者の真実義務を具体的に明文化すべきであるとしている。

5 論文の特質

ドイツ法系かアメリカ法系のいずれか一方のみとの比較研究ではなく、双方を多数の文献に基づいて詳細に比較研究の対象としたこと、および真実義務を結論としての「判決の正当性」の観点だけではなく、結論に至る「審理過程の正当性」（適正手続）の観点から総合的に検討・考察した点に新規性と特異点が認められる。

6 論文の評価

基本的に、歴史研究および比較法の観点から、民事訴訟法学の基礎研究として十分に意義があるものと評価できる。とくにオーストリア・ドイツの真実義務をめぐる立法過程と議論状況を丹念に拾い、日本法の解釈に引き寄せて丁寧に検討していく姿勢に、民訴法研究者としての基礎的資質を見出すことができる。また、真実義務のみならず、これに隣接ないし関連する弁論主義・事案解明義務・証明責任・証明妨害・自白等に関する先行研究を広く渉猟し、自分なりに（自分独自の立場から）整理・分析・評価しており、今後の研究の発展に繋がる可能性が認められる。

なお、今後の課題として、①仮に真実義務が弁論主義の制限法理にとどまらず、訴訟制度を貫く指導理念だとすると、「実体的真実」を目指す「手段の一つ」では弱いのではないか、②過失（重過失）は真実義務違反の主観的要件とならないとするが、実務的には「重過失」をも含まないと立証が極めて困難となり、真実発見に寄与する有用性は少ないのではないか、③真実義務違反の判断基準として、民訴法247条の裁判官の自由心証主義と「弁論の全趣旨」の観点も看過しえないのではないか、④真実義務を司法制度の中で機能させるためには、争いの渦中にある当事者よりも、実体的真実を反映した司法を支えるプロフェッショナルとしての弁護士に対して、職務義務としての真実義務を位置づけ、倫理規程として研修制度等を強化するというドイツの最近の動向が参考になるのではないか、⑤アメリカ法との比較に関しては、「不適切な陳述・答弁の規制」や「制裁」と言っても日独と制度・背景が大きく異なり、わが国の民訴法224条とは機能が全く異なるのではないか、といった解釈論的ないしは実務的有効性の観点からの更なる検討が期待されるが、このことは本論文の価値を少しも損なうものでないことを付言する。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手續に従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上